

## 議案第44号

### 湯河原町湯河原梅林公園条例の一部改正について

湯河原町湯河原梅林公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年9月11日提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

（提案理由）

将来にわたり継続して湯河原梅林公園の管理及び保護育成をしていくため、入園料の改定について、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町湯河原梅林公園条例の一部を改正する条例  
湯河原町湯河原梅林公園条例（平成17年湯河原町条例第4号）の一部を次の  
ように改正する。

別表中「200円」を「300円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 湯河原町湯河原梅林公園条例の一部を改正する条例新旧対照条文

| 現 行                     |                        | 改 正 後                    |                        | 備 考 |
|-------------------------|------------------------|--------------------------|------------------------|-----|
| 別表（第３条関係）<br>湯河原梅林公園入園料 |                        | 別表（第３条関係）<br>湯河原梅林公園入園料  |                        |     |
| 区分                      | 金額                     | 区分                       | 金額                     |     |
| 15歳以上の者（中学生を除く。）        | 1人1回につき<br><u>200円</u> | 15歳以上の者（中学生を除く。）         | 1人1回につき<br><u>300円</u> |     |
|                         |                        | 附 則<br>この条例は、公布の日から施行する。 |                        |     |